

千葉市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人千葉市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、歯科医師等で編成される医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、医療救護活動を実施するために、災害時医療救護活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護活動計画を策定するに当たっては、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易患者に対する歯科医療の実施
- (4) 死体の検案

（医療費）

第5条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、その定め

るところによる。

(合同訓練への参加)

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第7条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密に連携し速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 医事紛争発生後の対応、処理及び賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は、故意又は重大な過失がない限り責を負わないものとする。

3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって当該乙又は丙に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は重大な過失が存する場合は、この限りではない。

5 医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損失を被った場合は、甲は、損失を補償し、又はそのおそれがあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成13年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前1カ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成12年9月1日